

労働者派遣事業情報提供について

労働者派遣法第23条5項に基づく情報提供につきまして、事業報告の内容に基づき、以下の通り提供いたします。

許可番号	派23-303253	名称	有限会社トータス
許可年月日	2019年 3月1日		

労働者派遣法第30条の4第1項に基づく労使協定に関する事項

労使協定の有無	有	有効期間	2025年4月1日～2026年3月31日
労使協定対象者の範囲	原則として、事業者が雇用している派遣就業する全ての派遣労働者とする。		

2023年度 2023年6月～2024年5月

派遣労働者の数	41人
派遣料金平均額（1日8時間）	16,209円
労働者賃金平均額（1日8時間）	12,077円
マージン率平均	25.5%
派遣先事業所の数	7件

※マージンには、社会保険料・雇用保険料・福利厚生費や教育訓練費などが含まれます。

教育訓練の種類	対象者	実施方法	費用	賃金
入職時教育訓練	派遣労働者	OFF-JT	無	有給
実務教育訓練	派遣労働者	ON-JT	無	有給
年次訓練職能研修	派遣労働者	OFF-JT	無	有給

キャリアコンサルティング相談窓口の連絡先

相談窓口 有限会社トータス 0564-43-1373